

まちからのお知らせ

主な内容

- ・子育て支援センター
- ・エンジェル広場
- ・子育てクッキング教室 ほか

5月の予定 子育て支援センター

5月 2日(土)	園庭開放
8日(金)	すくすく広場
9日(土)	園庭開放
12日(火)	園庭開放
13日(水)	すくすく広場
16日(土)	園庭開放
18日(月)	園庭開放
20日(水)	すくすく広場
23日(土)	園庭開放
27日(水)	すくすく広場
28日(木)	園庭開放
30日(土)	園庭開放



・時間 午前10時から
(一時保育は午前8時30分～午後4時30分)

・場所 和東保育園

・その他 各自必要なものはお持ちください。

・問合せ先 子育て支援センター(和東保育園内)

TEL 78-2156

エンジェル広場

生後0ヶ月～就園までのお子さんと保護者を対象に実施している広場です。お子さんのことや育児のことなどについてお話ししませんか。ベビーマッサージやクラフト作りもしています。

ぜひ一度遊びに来てください。

日時 5月22日(金) 午前10時～お昼12時

場所 社会福祉センター 相談室・老人室

講師 あかいとみこさん

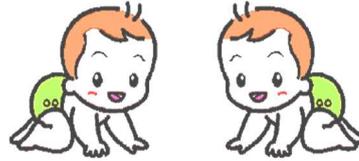
(レクリエーション・コーディネーター)

問合せ先 福祉課 健康係

TEL 78-3001(内線252)

★★時間内であればいつでも

のぞきにきてください★★



子育てクッキング教室

生後2ヶ月から小学校入学前までのお子さんをお持ちの保護者の方を対象に料理教室を開きます。

「離乳食ってどうしたらいいの」「毎日献立が大変…」などと思われていませんか。バランスが良く、手軽に作れる献立を考えていますので、みんなで楽しく作りませんか。

お子さんの食事も大人から取り分けながら作りますので、ぜひお子さんと一緒にご参加ください。

日時:6月2日(火)

午前10時～午後1時(受付 午前9時30分～)

場所:社会福祉センター 老人室・実習室

対象者:生後2ヶ月から小学校入学前までの子どもの保護者

先着 10人

内容:①調理実習

②試食

持ち物:調理実習材料費300円・エプロン・三角巾・手ふきタオルフキン・お子さんの替えオムツ・お茶(名前を記入しておいてください)

申し込み:福祉課 健康係 TEL78-3001(内線252)

※材料等準備が必要ですので、5月25日(月)までにお申し込みください。

和東山の家並びに山の家 研修所の休業のお知らせ

京都府立和東青少年山の家並びに和東山の家研修所は、昭和56年から58年にかけて完成し、町内外をはじめ多くの皆様にご利用いただきましたが、施設の老朽化等によりこのたび両施設の大改修を行う計画を予定しており、下記期間中は両施設を休業させていただくこととなりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

又、リニューアルオープン後は、今まで以上の施設のご利用をお待ちしております。

◎休業予定期間

平成27年9月1日～平成28年3月31日まで

◎新装営業再開

平成28年4月1日(予定)

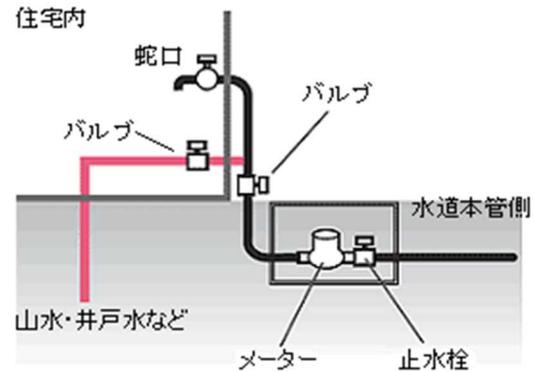
尚、詳細な問合せは、和東町活性化センターまでよろしくお願いいたします。

TEL 78-3396

クロスコネクションは禁止されています

クロスコネクションとは、水道の給水管と水道以外の管が接続されていることを言います。また、バルブを設置し、必要に応じて水道水と井戸水などを切替えて使用されているような状態もクロスコネクションになります。

クロスコネクションは、山水や井戸水などが水道管に流入し、水道水質に悪影響を及ぼすことも考えられるため、水道法により固く「禁止」されています。また、大量の水道水が井戸などに流れ込み、後日高額の水道料金が請求される場合もあります。



【クロスコネクションの例】

【クロスコネクションの事故例(他市町村の事例を含む。)]

- ・ 山水の配管と水道の給水管を接続し、バルブを操作することで山水と水道水の使用を切り替えていたが、バルブ操作を適切に行わなかったため、水道水が山水の配管に逆流していた。検針時に使用水量が大きく増加したことで異常に気づいた。
- ・ 自家用井戸水の配管と給水管を接続していたが、長年の使用で自家用井戸ポンプ内蔵の逆止弁が破損し、水道水が井戸へ流れ出していた。検針時に異常に気づいた。
- ・ 井戸水の配管と水道の給水管が接続されていたが、逆止弁が不調であったため逆流が生じ、水道の配水管内に井戸水が混入した。付近の住民の苦情により異常が発覚した。

クロスコネクションになっている場合は、町指定給水装置工事事業者へ連絡して、速やかに給水管と水道以外の管とを切り離し、水道水以外を使用する場合は、水道とは別に専用の蛇口などを設けてください。

安心・安全な水道水が利用できるよう、
一人ひとりがルールを守りましょう。

犬はルールを守って飼いましょう

～隣近所に迷惑になっていませんか～

○放し飼いは絶対しないでください。

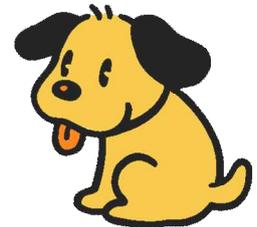
○散歩時のフンは、必ず飼い主が持ち帰りましょう。

○狂犬病予防注射は、毎年受けさせましょう。

○犬の鳴き声(無駄吠え)が近隣周辺に迷惑になっていないでしょうか。

無駄吠えが多くなったら次のようなことを考慮して改善できる範囲で飼育管理を見直しましょう。

- ①用便をたしたいとき ②運動不足 ③淋しいとき ④体の具合が悪いとき
- ⑤居心地が悪いとき ⑥近所に無駄吠えをする犬がいてまねをする
- ⑦発情した雌犬がいるとき



野焼きは法律で禁止されています

廃棄物を法令に定めた焼却炉を用いず焼却する行為(いわゆる「野焼き」)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「京都府環境を守り育てる条例」で禁止されています。

《罰則規定》

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

- ・処理基準等に違反し、野焼きを行った者
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科)
- ・無許可で廃棄物を処理した者
5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科)

「京都府環境を守り育てる条例」

- ・規定等に違反し、廃材等の野焼きを行った者
5万円以下の罰金

みなさんのご協力をお願いします。



【問合せ】 役場農村振興課 Tel 78-3001

地域を支える公共交通 路線バスを利用しましょう

ごみの出し方について

生ごみはきちんと水気を切ってください

生ごみは燃えるごみですが、十分に水気が切られておらず、燃えるごみ専用袋内で底に水が溜まっているものも多く見られます。

燃えるごみ専用袋内の底に溜まった水がごみ収集所とその周辺を汚す原因になり、これから暖かくなると悪臭の原因にもなります。

生ごみに含まれている水気を切ることで焼却施設の焼却効果が上がり、CO2削減につながり、何よりもごみの減量化が図れます。

生ごみは台所で十分水気を切るか、新聞紙などの紙に包むなどして燃えるごみ専用袋に入れてください。



役場農村振興課 : Tel 78-3001

守られていますか あなたの人權 ～ひとりで悩まずに気軽にご相談を～

人權擁護委員法が施行された6月1日は「人權擁護委員の日」です。
この日は、全国的に啓発活動が展開され、和東町でも特設人權相談所を開設いたします。
人權侵害のほか、名誉、信用、いやがらせ、強要などの問題で何か身近なことで困っていることはありませんか。
人權擁護委員がご相談に応じます。

- | | |
|-------|-------------------------|
| ■ 日 時 | 6月1日(月)
午後1時30分～午後4時 |
| ■ 場 所 | 人權ふれあいセンター |

- * 相談内容についての秘密は厳守いたします。
- * 相談は無料です。
- * お気軽にご相談ください。



役場人權啓発課(人權ふれあいセンター内) : Tel 78-3488

木造住宅の耐震診断・耐震改修等にかかる費用を補助します。

和東町では、地震による木造住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安心・安全なまちづくりの推進を図るため「耐震診断士派遣事業」と「耐震改修等事業費補助事業」の募集をしています。

木造住宅耐震診断士派遣事業

募集戸数 3戸(先着順)

京都府に登録されている耐震診断士を町が派遣し、診断にかかる費用を補助するものです。ただし、個人負担として3,000円が必要となります。

▼対象となる住宅

次のすべての要件を満たす木造の住宅(一戸建て、長屋建てなど)

- ①昭和56(1981)年5月31日以前に着工し、完成していること
- ②延べ面積の半分以上が住宅として使用されていること
- ③増改築などにあたって、改めて法改正後の新基準による審査を受けていないこと
- ④簡易耐震診断で診断結果が10点未満であること

▼対象者

- ・住宅を自ら所有する人、もしくは居住している人
- ・町税等を滞納していない人

▼その他(必要書類)

- 住宅の建築年月日、所有者がわかる次のいずれかの書類
 - ・建築確認通知書または検査証の写し・建築確認の奥書証明
 - ・住宅の登記簿謄本(※京都地方法務局木津出張所で発行)
 - ・土地家屋名寄帳(※役場税住民課で発行)
- ※登記簿謄本及び名寄帳の発行については、別途手数料が必要です。



木造住宅耐震改修事業費補助事業

○耐震改修 募集戸数 1戸(先着順)

耐震改修工事とその設計にかかる費用の4分の3(工事と設計を合わせて上限90万円)を限度として補助します。

▼対象となる住宅

- ①昭和56年5月31日までに着工し、完成された木造住宅
- ②床面積の半分以上を住宅として使用していること
- ③京都府に登録されている耐震診断士が、(一財)日本建築協会が定めた「木造住宅耐震診断と補強方法」に定める一般診断法・精密診断法での診断結果の評点が「1.0未満」と判定された木造住宅
- ④耐震改修工事後の評点が「1.0以上」と判定される工事を行うものであること
(当分の間は、評点0.7以上に向上させる改修と、1階部分のみの改修でも対象)
- ⑤町税等を滞納していない人

▼必要書類

- ①耐震改修工事見積書(設計事務所及び工事施工会社等の記名・捺印のあるもの)
- ②耐震診断結果報告書(写し)
- ③耐震補強計画書 案内図、平面図
補強計画図、その他補強方法を示す図書
耐震改修後の建物についての総合判定
- ④町税の納税証明書等
- ⑤工事後の評点が0.7以上1.0未満の改修を行う場合は、その理由がわかる書類
- ⑥住宅の建築年月日、所有者がわかる書類(登記簿謄本など)



【問い合わせ先】 役場総務課 電話78-3001(内線316)

くらしのカレンダー

(時間は24時間表示です)

5月

6月

日付	曜日	行事案内	古紙回収	日付	曜日	行事案内	古紙回収
16	土	園庭開放日(支援セ/10:00~) おもちゃ図書館 (保育園/10:00~12:00) 野菜づくり教室(こども館/13:30~)		1	月	園庭開放日(支援セ/10:00~) 特設人権相談(ふせ/13:30~)	中
17	日		湯船	2	火	子育てクッキング教室(社セ/9:30~)	東別陽
18	月	園庭開放日(支援セ/10:00~)	中	3	水	すくすく広場(支援セ/10:00~)	
19	火		原山	4	木	ころばん塾(老福セ)	園別所
20	水	すくすく広場(支援セ/10:00~) 行政相談(役場相談室/13:30~)	白栖	5	金		
21	木	ころばん塾(老福セ)		6	土	園庭開放日(支援セ/10:00~) おもちゃ図書館 (保育園/10:00~12:00)	
22	金	エンジェル広場(社セ/10:00~)		7	日		
23	土	園庭開放日(支援セ/10:00~) おもちゃ図書館 (保育園/10:00~12:00) クッキング教室(こども館/10:30~)		8	月		
24	日			9	火	園庭開放日(支援セ/10:00~)	杉田
25	月			10	水	すくすく広場(支援セ/10:00~)	
26	火	乳児相談(社セ/13:15~) 共同浴場無料開放日		11	木	無料交通事故相談 (木津総合庁舎/9:00~) マザーズ&キッズ(社セ/10:00~) 楽しくスリム運動教室(社セ/13:30~) ころばん塾(老福セ)	下島釜塚
27	水	すくすく広場(支援セ/10:00~) 人権相談(ふせ/13:30~)		12	金	エンジェル広場(社セ/10:00~)	南撰原
28	木	園庭開放日(支援セ/10:00~) マザーズ&キッズ(社セ/10:00~) 楽しくスリム運動教室(社セ/13:30~) ころばん塾(老福セ)		13	土	園庭開放日(支援セ/10:00~) おもちゃ図書館 (保育園/10:00~12:00)	石寺
29	金			14	日		
30	土	園庭開放日(支援セ/10:00~) おもちゃ図書館 (保育園/10:00~12:00) 陶芸教室(こども館/13:30~)		15	月		中
31	日						

略称

ふせ：ふれあいセンター

社セ：社会福祉センター

老福セ：老人福祉センター

海セ：海洋センター

略称

体セ：体験交流センター

支援セ：子育て支援センター

こども館：いきいきこども館

体験交流センター図書室開室日
貸出 水、金、土、日
閲覧 木
休室 月、火、祝日(土・日を除く)

開室時間
午前 9:30~12:00
午後 13:00~16:30
昼休み 12:00~13:00



新茶の季節が
やってきました

古紙回収略称
別陽...別所陽光台